

堺市上下水道事業懇話会 水道料金体系・制度に関する会議 議事概要

- 1 開催日 平成30年6月27日（水）午後3時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 堺市上下水道局本庁舎 4階研修室
- 3 出席者 ○委員（敬称略 順不同）
岩本朗 楢田泰子 篠藤敦子
○堺市
上下水道事業管理者 出末明彦
上下水道局次長兼経営企画室長 向井一裕
総務部長 坂口兼
水道部長 児玉隆広
下水道部長 西野善雄
ほか27名
○その他 一般傍聴者 3名

4 議事概要

議事（1）構成員の紹介【資料2】

議事（2）開催における注意事項

議事（3）配布資料の確認

議事（4）分野別会議進行役の選出

委員の全員一致により篠藤委員に決定

議事（5）趣旨説明

（堺市）

水道事業は市民生活の根幹をなす最も重要な社会インフラであり、私たちは地域で他に代わりのいない企業であるため、事業の継続性が強く求められ、そうしたことから経営基盤の強化が必要である。

水道事業は建設費や維持管理費など、事業に係る費用の大半を料金収入で賄っているため、料金収入が減少すると経営の健全性が損なわれることになりかねない。

堺市の給水量は節水機器の普及により平成4年をピークに減少に転じているが、更に平成24年度からは人口減少による減少が加わっている。また、ここ数年、世帯規模の縮小により小口化が進んでおり、逡増性の料金制度の下、小口料金を安価に設定してきた本市では、こうした料金設定が料金収入の減少に拍車をかけている状況である。大口の方の水道の利用が減少し、地下水を利用するようになっている状況である。

市町村が水道事業を独占する時代から、分散・共存の時代になってきている中で、水道料金体系のあり方を考えていくことが必要である。今回、委員の皆さまから、将来に向けて水道料金のあり方についてご意見をいただきたい。

議事（6）水道料金体系の説明

（岩本委員）

逦増度について、他都市の水道料金表をみると各市ばらつきがある。最低単価が0円と非常に安い都市もあるなど、特定の傾向はない。各市バラバラで決めているのか。

（堺市）

水道料金については、都市の規模や形態により料金の構成が異なるため、設定にばらつきがある。例えば、大阪市のような大口使用者が多い市では、逦増制により大口の負担を高くすることで、一般家庭の料金を安くできるという仕組みもある。

（岩本委員）

基本料金と従量料金の利率の配分について、堺市は基本料金が水道料金全体の25%ほどであるが、基本料金の割合を高く設定している自治体があれば、それが何パーセントほどになっているのか。

（堺市）

具体的にはわからないが、どの自治体も従量料金の方を高い設定にせざるを得ない状況にある。また、どこまで基本料金を上げればよいかのベンチマークもない。市民に説明責任を果たしながら、基本料金の割合を見直していく必要がある。

（鉾田委員）

基本的には建設費は基本料金で回収し、ランニングコストは従量料金で回収するのが理想であるとする。その理想論に基づいてシミュレーションをすれば、基本料金がどれだけ上がるのか。次回以降でお示しいただきたい。

（堺市）

承知した。次回以降、水道料金を構成する内訳の一つである固定費の基本料金への配分を何パターンか示した中で、ご意見を頂戴したい。

（鉾田委員）

病院、スーパー銭湯などの地下水利用者に対して、基本料金をとっているか。下水道使用分の会計処理はどうしているか。

（堺市）

地下水利用者に対しても、水道の口径に応じた基本料金を回収している。しかし、水道水の使用がない分、従量料金に含まれる固定費を回収できていないことが課題である。

また、専用水道の申請があれば、汚水を排出する部分にメーターを設置しており、水量に応じた下水道使用料は全額回収できている。

（鉾田委員）

地下水利用については、申請がないと分からないのでは。

（堺市）

工業用水や地下水は申請制度を取っている。昨年度に申請をすることを条例で明文化した。無届で地下水を利用し、下水道に排出していることが分かってきた。保健所や大阪府等から情報を得ながら、現在調査を進めているところ。

（鉾田委員）

既に地下水を利用している事業者も申請を行う必要があるのか。

（堺市）

条例上は、条例改正以降に地下水利用等への変更があった場合、申請がなければ罰則が適用される。条例設定前に無届接続した際は、罰則対象外である。そのため、大阪府等からい

ただいた情報を基に調査している。

(篠藤委員)

次回、堺市のように他団体から水を買って運営している自治体が、どのような水道料金体系になっているか示していただきたい。

(堺市)

承知した。

(鍬田委員)

阪神水道企業団は責任水量を定めているが、大阪広域水道企業団は使用量ベースで金額が変わるということから、水が余っていることという状態ではないのか。

(堺市)

企業団からは年間水量が決められており、その 140%を超過すると負担が増える契約をしている。堺市では使用する水量の 90%位で申込みを行っており、110%程度の使用量で推移するような運用をしている。

(鍬田委員)

大口使用者が水道離れする件について、水道料金は大口になれば高いということがある。上下水道局としては、施設を運営していく点から、水道水を売っていった方がよい。例えばガスに夜間料金があるように、水道水についても夜間料金(夜間のみ安く売る)を設定する。使用者側に大きな貯水槽があれば、料金が安い夜間に水をためることができ、井戸ではなく水道水を利用してもらえる。

料金設定をボリュームのみで設定せず、水の使用頻度が少ない時間帯、朝と夕方以外の時間帯に大口に対して安く売るなど、経営を改善していく方法を考えてはどうか。

(岩本委員)

水道料金は日本水道協会の水道料金算定要領に基づくことになっているが、この中には、大口使用者を逃がさないよう水道水を使用してもらうような視点は含まれていないのか。

(堺市)

算定要領の手引きには大口についての記載がある。厚生労働省の新水道ビジョンにおける主な課題としても取り上げられている。

(堺市)

鍬田委員からご意見いただいた朝・夕の夜間水量の料金設定については、スマートメーターの導入ができれば夜間にどのくらい使用したかを把握できるため、料金制度を取り入れることは可能である。しかし、スマートメーターの単価が高額であることなどの課題を改善する必要がある。

(鍬田委員)

井戸を使用している大口使用者は限られているので、堺市がその大口使用者に対して、試験的にスマートメーターの設置をさせてもらい、1年間の使用水量の動向をみて、料金設定の折衷案を考えてはどうか。水を使わず置いておくことが一番良くない。管の中で水を流して施設を稼働させることが大切であり、水をとにかく使用してもらえるような対策を考えていただければと思う。

(堺市)

前向きに検討する。

(篠藤委員)

料金の考え方は総括原価方式が前提になると思うので、長期的な収入とコストの数字がわかる方がよい。今後、水道料金体系を検討するにあたって、平成 32 年度までは経営診断書に投資・財政計画が載っているが、それよりも先はどのようになるかを示していただくと判断しやすい。

(堺市)

承知した。

議事（7）福祉等施設料金制度の説明

(篠藤委員)

他の自治体では、一般会計からの繰入金があると説明されたが、堺市ではなぜないのか。制度を創設した際、繰入れに関する取り決めはなかったか。

(堺市)

水道料金への逡増制導入に対する負担軽減のために導入した制度であったこと。また、制度創設当時は 9 施設であり、水道事業の負担が少なかったことから水道事業で負担した。

(篠藤委員)

この制度は、申請制であるのか。

(堺市)

申請制である。

(篠藤委員)

今後、対象施設は増えるのか。

(堺市)

近年の傾向では、福祉サービスの多様化により、対象となる社会福祉施設は増えていない。

(岩本委員)

これまでの検討経過で紹介されている、平成 5 年と平成 13 年の懇話会での提言について、ちょうどこの間の平成 12 年に介護保険制度が導入されている。

平成 13 年の懇話会では、特に平成 12 年に高齢者福祉の制度が変わったことについて意識をした上で議論されていたのか。

(堺市)

当時の記録によると、市長事務部局の制度ということで、当時の保健福祉局と協議を行っていた。協議の結果、市として継続するという判断になった。

(岩本委員)

制度対象の施設について、異なる制度の枠組みの中にある施設が混在している。第一種社会福祉事業という点では共通しているが、介護保険制度の下で運営している施設と依然として措置制度の下で運営している施設とが混在している。この二つについては、制度の違いを意識して議論すべき。

(鉦田委員)

平成 5 年及び平成 13 年の懇話会で提言が出されているように、社会福祉の目的からすると、これらに係る費用は、一般会計から繰入れしてもらうことが適当であると考えます。

平成 5 年及び平成 13 年の懇話会后、提言がどのように貴市で扱われていたのか。この場で議論しても市が動かないというおそれがある。この点、お示しいただきたい。

(篠藤委員)

水道料金の設定は総括原価方式ということだが、平成5年と平成13年の懇話会では、総括原価方式で原価をしっかりと賄えているという前提だったのか。

(堺市)

平成5年、平成13年当時は人口増の状況であったため、水道料金収入についても増加傾向にあり、現状とは大きく異なる状況であった。その中で、議論がそこまで至っていたかどうかについては改めて確認してみる。

議事(8) みなし料金制度の説明

(鉦田委員)

みなし料金制度による影響額が1年当たり1億3,000万円というのは、収入ベースではなく収支の差額に対しての影響額なのか。

(堺市)

収入ベースの影響額である。

(鉦田委員)

例えば、共同住宅では居住者の頻繁な入れ替わりがあると思うが、居住者の入れ替わりのタイミングで、使用区分を家事用から業務用に切り替えるような措置は、今までしてこなかったのか。

(堺市)

メーターは建物に付属する設備であるので、例えば居住者の皆さまがメーター口径を25mmから20mmまたは30mmから20mmに入れ替えるというような議論があるのなら、料金適用の変更も可能だが、人の入れ替わりだけであれば、そういう手続はできない。

(鉦田委員)

個人住宅や店舗用の住宅も同様か。

(堺市)

店舗用の住宅であれば、改装も含め、切り替えの協議ができる。
共同住宅において、昔の日本住宅公団や府営住宅であれば25mm口径のメーターがついており、本来、メーター口径25mmの料金を居住者全員からいただく必要がある。

しかし、現状はみなし料金という形でメーター口径20mmの料金をいただいているので、それを変更することはできない。

(篠藤委員)

それらの公共的な住宅のうち、どれくらいの人が25mm口径に該当するのか。一般の住宅は20mm口径なのか。

(堺市)

水栓等の数で口径が決められる場合があるが、だいたい一般的な住宅であれば20mm口径が標準であり、水栓等が10栓を超えるような場合であれば25mm口径を奨めている。

(岩本委員)

「口径・用途別の使用者数の状況」の表をみると、かなりの大口径でも家事用扱いになっているものがある。これはどのような事情で家事用扱いとなっているのか。どのような利用者に適用しているのか。

(堺市)

これらの大口径に対し家事用を適用している使用用途は共同住宅などである。
共同住宅の共用栓などを家事用に準ずるものとして、みなし料金を適用している。

議事（9）基本料金の日割り制度の説明

(鍬田委員)

民間企業でサービスの利用を始める際は、手数料金が必ず発生する。民間の企業観念からすると、そうしたことは普通である。

開閉栓業務に掛かるコスト（人件費）を見積もり、そうした料金を新たに設定するののも一つのやり方ではないか。

現状の制度では、水道を0円で開閉栓できるが、それによってコスト（人件費）はかかっている。こうした料金を設定することで不用意な使われ方もなくなる。

開栓に係る費用が300円から500円ぐらいであれば、使用者としても大きな負担ということにならないと思う。

値段の設定を少し検討していただきたい。

(堺市)

次回までに、開閉栓に要する経費を算出する。

現在は業務委託で開閉栓の手続きを行っており、総価契約なので単価は出ていない。過去に開閉栓の単価設定をしていたことがあり、その時の単価は600円程度であった。

(篠藤委員)

電気・ガスにおいて、基本料金と従量料金はどれくらいの割合か。

使用量にもよるが基本料金はだいたいどれくらいか。

電気・ガスは民間の会社なので、当然ではあるが基本理念としてコスト意識を持って経営していると思う。

(堺市)

電気・ガスの料金メニューは多種多様であり、詳細な部分まで分かりかねる。

ホームページからの情報によると、電気の場合、一番低い料金で従量料金の単価を373円73銭と設定している。

(篠藤委員)

基本料金はどのようなになっているか。

(堺市)

基本料金については調べられていない。

電気もガスも基本料金は一定額であり、従量料金は通増制ではなく逓減制になっており、使用量が少ないところに単価が高く設定されている。

そういうところで経費を回収しているのではないかと思う。

基本料金等についても確認しておく。

(篠藤委員)

基本料金の日割りによる影響額1,000万円というのは、何を指しているのか。

(堺市)

基本料金の日割り計算をせず、満額1か月分計算した場合との差額である。

(篠藤委員)

日割り計算をしている8都市というのは大都市か。

満額計算している5都市というのもどういうものか。また、都市に特徴はあるのか。

(堺市)

日割りをを行っている8都市の内訳としては、仙台市、新潟市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市となっている。

半月計算の4都市は、札幌市、川崎市、横浜市、大阪市となっている。

1か月満額の計算を行っている5都市については、さいたま市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市となっている。

議事 (10) まとめ

(堺市)

本日の「水道料金体系・制度に関する会議」のまとめをさせていただく。今回委員から出された意見は次のとおり。

料金体系

固定費、変動費の、基本料金・従量料金への配分割合についてご質問をいただいた。

また、ご質問のあった堺と同様に、他団体から100%受水を行っている団体の料金体系についても調査し、次回報告する。

福祉等施設料金制度

制度の対象となる施設において、介護保険制度と措置制度対象の施設が混在しているため、整理する必要があるとのご意見を頂いた。また、平成5年と平成13年の提言を受けて、堺市での議論はどうなったのか。この点は重要ではないかといったご意見をいただいた。これについても確認し、次回報告する。

みなし料金制度

みなし料金制度の影響額1億3,000万円について、収入ベースでの影響額か、それとも収支ベースでの影響額かのご質問をいただいた。これについては、収入ベースとお答えした。

口径別用途の使用者について、大口径で家事用が適用されているものは何かという質問に対しては、共同住宅についての共用栓とお答えした。

基本料金の日割り

水道事業は独立採算制により実施されるものであることから、民間原理を当てはめた場合、開閉栓に伺うことで発生する経費は、どのように回収するかという議論であった。開閉栓に必要な経費がいくら掛かるかについては、次回お示しする。

過去の契約では、600円としていたことがあったが、改めて確認する。

電気料金・ガス料金についても、基本料金と従量料金の配分がどうなっているか、料金制度の中で様々なパターンがあるとのことであった。電気やガスについては、基本料金プラス従量料金の体系で、使えば使うほど安くなる逓減制であるということであるが、このあたりについても再確認する。

その他

最後に総括原価方式に関して、長期的見通しについて、現在は収支計画が平成 32 年までであるが、さらに将来分まであれば分かりやすいと言う意見もいただいた。